

事務連絡
平成24年7月5日

会員各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

平成24年度 がん薬物療法認定薬剤師の認定申請について（Q & A）

平素より、当会の運営にご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、現在、当会ホームページでご案内しております「平成24年度 がん薬物療法認定薬剤師の認定申請」に係るQ & Aを作成いたしました。今回、当該認定申請を検討されている方は、ご確認ください。

平成24年度 がん薬物療法認定薬剤師の認定申請に係るQ & A

【1】 認定申請資格について

【1】 認定申請資格(2) 実務経験について

(質問 1-1)

大学院修了者ですが、病院での勤務経験が3年数ヶ月間しかありません。認定申請資格(2)に「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」という規定がありますが、薬剤師免許登録後5年間以上の期間が経過していれば良いと理解して良いのでしょうか。

(回答)

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」とは、薬剤師免許の登録後の経過年数ではなく、「医療提供施設(病院、診療所、老健施設、保険調剤薬局等)において、薬剤師としての実務に5年以上従事していること」を指します。

なお、申請時に、5年以上の実務経験を有していることが必要です。

(質問 1-2)

県立病院に勤務している者ですが、「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」という規定に、行政機関での職務期間を含むのでしょうか。

(回答)

行政機関での従事期間については、ここでいう「薬剤師としての実務経験を5年以上有し」の実務経験には含めることはできません。あくまで、「医療提供施設」での実務経験の期間を指します。

【2】 認定申請資格(3) 認定薬剤師について

(質問 2-1)

現在、(財)日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込ですが、このような状況でもがん薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(回答)

申請時において、(財)日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、申請資格を満たしていないという扱いになります。

認定申請資格(3)にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(質問 2-2)

日病薬の生涯研修履修認定を、平成17年に受けており、現在、5年間の認定期間を満了している状況です。また、単年度の生涯研修の認定を、平成17年～平成19年までの3年間および平成21年～平成23年まで3年間ずつ、合計6年間にわたり認定されております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成20年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行なうことができませんでした。この場合でも、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(回答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あつても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、がん薬物療法認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内にがん薬物療法認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

【 3 】認定申請資格(5) 研修会について

(質問 3-1)

認定申請の対象となる講習会について、日病薬が主催する「集中教育講座」以外は、どのようなものが該当するのでしょうか。

(回答)

日病薬が認定した「学会主催の講習会」、各都道府県病薬(ロック開催を含む)が実施する研修会・セミナー等が該当します。ただし、該当性の判断ができない場合には、認定申請書(様式3)に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、併せてプログラムと受講証明となるものの写しを添付してください。認定審査の際に、個々に審査いたします。

なお、プログラム及び受講証明となるものの写しの添付がない場合には、認定審査上、無効となります。

(質問 3-2)

「ただし、40時間のうち日本病院薬剤師会主催のがん専門薬剤師に関する講習会12時間、6単位以上を取得すること」とありますが、平成23年度に開催された集中教育講座1回の受講では全11時間全5.5単位ですが、認定申請できますか。

(回答)

平成23年度のがん専門薬剤師集中教育講座を受講した場合は(11時間5.5単位で

すが)、この部分の申請資格を満たすことといたします。

なお、平成 23 年度がん専門薬剤師集中教育講座は講習の受講単位としては 11 時間 5.5 単位です。申請には他の講習会等と合計して、40 時間 20 単位以上が必要です。

【 4 】認定申請資格(6) 薬剤管理指導の実績について

(質 問 4-1)

薬剤管理指導の実績については「50症例以上」とされているので、できるだけ多くの症例を記載し、申請してもよいのでしょうか。また、症例の要約として、どの程度の内容を記載すればよいのでしょうか。

(回 答)

薬剤管理指導の実績については、実務経験として50症例以上を求めていいるということであって、それ以上の症例があつても申請書には50症例分のみを厳選して記載してください。複数のがん領域の薬物療法や緩和ケアなどへの関与がわかるように、特定のレジメンや緩和ケアのみに偏ることなく、症例を選択し、記載してください。1領域(大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、悪性リンパ腫等)の症例は、3症例以上20症例以下としてください。

また、症例の要約については、症状・経過観察だけではなく、個々の患者に対して薬剤師として主体的に行った提案・薬学的介入の内容、さらにその成果についても明瞭に分かるように記載してください(カルテや入院サマリーの写しのようなもの、及び具体的に何をしたかわからない「医師に提案した」「説明書などを用いて、レジメンや副作用について説明した」といった内容だけでは不十分です。)

(質 問 4-2)

複数のがん種とは、いくつ以上のがん種をいうのですか。緩和ケアに対する関わりを1がん種として数えて良いですか。

(回 答)

質問 4-1で回答したように、1 領域(大腸がん、胃がん、肺がん、乳がん、悪性リンパ腫等)の症例は、3症例以上20症例以下としますので、50症例を呈示するには、最低 3 がん種が必要となります。

緩和ケアへの関わりは、1 がん種にカウントしません。緩和ケアに対する症例は、各がん種(3症例以上20症例以下の症例)の一部として下さい。

(質 問 4-3)

薬剤管理指導の実績に対する所属長による証明については、どのような趣旨で設定されたのでしょうか。

(回 答)

薬剤管理指導の実績については、申請者本人が実際に携わったことを所属長に担保していただきましたことにいたしました。不正等が発覚した場合には、当該所属長が証明した全ての申請及び認定につきまして、厳正に対処することといたします。

(質 問 4-4)

薬剤管理指導の実績に係る症例数の考え方として、「1症例」とは、1名の患者を指すのでしょうか。

(回 答)

原則として、1人の患者を1症例としてください。ただし、同一患者の場合でも、がんの再発などで、従前とは異なる治療法(化学療法等)が実施されている場合には、別症例として取り扱うことが可能です。

なお、入院中に1コース目の化学療法が実施され、退院後の外来化学療法で前コースに続く2コース目、3コース目が行なわれた場合には、同一症例として取り扱います。

(質 問 4-5)

薬剤管理指導の実績に、外来化学療法における薬剤管理指導の実績を含めてもよいのでしょうか。

(回 答)

外来化学療法における薬学的管理の実績を50症例に含めることは問題ありません。ただし、入院患者に対する薬学的管理と同様に、薬剤師としての薬学的介入とその効果・成果などが明瞭になるように記載してください。(カルテや入院サマリーの写しのようなもの、及び説明書などを用いて、レジメンの説明をした、あるいは自宅で経験する副作用について説明したといった内容だけでは不十分です。次コース施行時に確認をした介入成果などを記載してください)

(質 問 4-6)

日病薬のがん実務研修(3ヶ月)の中で、研修施設で実施した薬剤管理指導の実績を含めてもよいのでしょうか。

(回 答)

実務研修(3ヶ月)の中で、研修施設で実施した薬剤管理指導の実績については、5症例分に限り含めることができます。なお、当該症例を薬剤管理指導実績の要約に含める際には、該当する症例に「研修施設での症例」と記載してください。

(質問 4-7)

薬剤管理指導の50症例の記載書式(様式4)には「化学療法、緩和ケア」のみを記載することになっておりますが、術前・術後感染症対策に係る薬物療法や放射線療法を受けた患者の副反応に対する薬物療法は対象外になるのでしょうか。

(回答)

術前・術後に施行されたがん化学療法に関わる薬学的管理を否定しているものではありません。しかしながら、抗菌薬や含嗽薬の使用に関する薬学的管理のみが記載されている場合は、がん領域の薬物療法として読むことができないので対象外となります。

また、放射線療法後の副反応の管理として薬物療法が実施された場合、その薬物療法に対する薬学的な管理を行なったケースについては含めても差し支えありません。

(質問 4-8)

緩和ケアに係る薬学的管理には、褥瘡、栄養管理に係る薬物療法も含めてよいのでしょうか。

(回答)

この申請における緩和ケアに係る薬学的管理とは、疼痛管理に係る薬物療法への関与が該当します。そのため、鎮痛剤の投薬、その副作用の管理(消化器症状、呼吸器症状、オピオイドによる精神症状等)に係る薬学的管理は認められますが、褥瘡、栄養管理に係る薬物療法は対象外といたします。

ただし、がんに罹患する以前に罹患していた疾病に係る薬学的管理については、原則として、本認定申請における薬剤管理指導の要約の対象外となります。

【 5 】認定申請資格(8) がん薬物療法認定薬剤師認定試験の有効期間の取扱いについて

(質問 5)

がん薬物療法認定薬剤師認定試験の合格について、過去、何年前に遡り、試験合格の権利の有効性があるのでしょうか。

(回答)

原則として、がん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格した場合、その直後に行われる認定申請と次年度の認定申請の2回にわたり、試験合格の有効性があることになります。(今回は、平成23年6月に実施された認定試験及び平成24年6月に実施された認定試験の合格者となります。)

[2] その他認定申請上の注意について

【6】その他

(質問6-1)

今年度の認定申請書(申請様式)については、昨年度の認定申請書(様式)から変更されている点がありますが、昨年度の認定申請書をそのまま使用してもよいでしょうか。また、3ヶ月間の実務研修を履修しているのですが、認定申請の様式2「がん薬物療法に従事していることの証明」を提出する必要があるのでしょうか。

(回答)

必ず、今年度の認定申請の受付案内の際に示しております認定申請書・様式一式を用いて申請してください。昨年度の申請書(様式)による申請については、無効とさせていただきます。なお、研修の履修に関わらず、認定申請様式2については、必ず、ご提出ください。

(質問6-2)

がん薬物療法認定薬剤師認定申請の際に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(回答)

申請資料は返却いたしませんので、予めご了承下さい。なお、当該資料については、一定期間保管した後、事務局にて適切に処理いたします。

(質問6-3)

がん薬物療法認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返金は、可能なのでしょうか。

(回答)

認定審査料は合否結果に関わらず返金いたしませんので、予めご了承ください。